

令和5年度 第2回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和5年8月1日(火)

14:30～16:40

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、大内、金成、金子、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより第2回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、14名の委員にご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) それでは、議事に入ります。

(1) 中央最低賃金審議会の答申の伝達について

(会 長) 最初に、事務局から中央最低賃金審議会の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」について答申の伝達をお願いします。

(室 長) 中央最低賃金審議会の令和5年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)の内容につきまして、伝達いたします。本日配布資料の色紙以降の別冊資料1～2ページが答申文の写しです。答申文を読み上げさせていただきます。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)。

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定

の目安について、下記のとおり答申する。

1. 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
2. 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
3. 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
4. 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
5. 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
6. 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこ

とが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

7. 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」・「改正振興基準」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が答申文でございます。

3～21ページは、答申に付けられた「別紙1 目安に関する公益見解」となります。その内容について概略的にご説明いたします。

公益見解としましては、3ページの1のとおり改定の目安額をAランク41円、Bランク40円、Cランク39円とするものです。そこに至るまでの経過が以降に記載されています。

2(1)記載のとおり、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

その結果、5ページの「エ 各ランクの引上げ額の目安」に集約されています。読み上げさせていただきます。

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年度は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上となった。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年からの改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さ

らに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

また、7ページの「オ 政府に対する要望」欄に記載されておりますが、目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

このような情勢であることから政府への要望が必要との見解から答申にあるとおりの政府要望となったものです。

22～25ページが答申に付けられた「別紙2 小委員会報告」です。当該小委員会では労使の意見が一致せず、目安を定めるに至りませんでした。結果、今ほどご説明しました公益見解が示されたというものです。

このほか、中央最低賃金審議会の会長代理からビデオメッセージが届いておりますので、視聴していただきます。

(中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージを放映)

(戒野会長代理) 中央最低賃金審議会の戒野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思いません。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審

議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の日安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、二極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程

度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに

波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところでもあります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(会長) 中央最低賃金審議会の答申の伝達を受けて、今後の審議に当たっての考え方を労働者側・使用者側から後ほど時間をとってお伺いします。

その前に、事務局から福島県最低賃金に関する資料の説明をお願いします。

(室長) それでは、福島県最低賃金に関する資料についてご説明いたします。

別冊の方でない資料について、1ページは、今年6月に実施した「賃金実態調査結果」に基づき作成したもので福島県内の産業別・規模別・地域別の未満率の一覧表となっています。

なお、現行の福島県最低賃金858円に係る未満率は、1.8%になっています。

2～5ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づく賃金分布を規模別・地域別・年齢別にまとめたものになります。

6ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づいて、福島県最低賃金

に対する影響率を試算した表になります。この表の見方としては、左の欄に記載する額になった場合に、影響を受ける労働者の率・推定労働者数を表しています。

7ページは、7月12日に日本共産党福島県会議員団の皆様から、福島労働局長及び福島地方最低賃金審議会会長あてに提出された「物価高騰に見合った最低賃金の引き上げを求める申し入れ」の写しです。

8～10ページは、7月14日に日本労働組合総連合会福島県連合会会長から、福島労働局長あてに提出された「2023年度最低賃金行政に関する要請書」の写です。

なお、要請にあたり11～13ページにあります「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名」119,418名分が添えられ、提出されております。

(会長) すみません、よろしいでしょうか。

11ページと12ページの組織名が黒くなっていますが、これは伏せる理由はあるのでしょうか。

(室長) 組織名について、公開について確認を取っておらず、傍聴者の方も同じ資料になるので黒くさせていただきました。

(会長) わかりました。

(室長) では、続けさせていただきます。

14～33ページまでは、日本銀行が7月10日に公表している地域経済報告です。15～16ページにかけて東北地域の経済概況が記載されております。

34～70ページまでは、福島県が7月31日に公表した県経済動向です。総合判断としては、「先行きに不透明感がみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされています。

71～88ページまでは、福島県が7月31日に公表した福島県鉱工業指数月報となります。74ページにあるとおり、生産指数は前月比3.6%の低下であるものの、前年同月比は2.3%の上昇となっています。

89ページは、福島県と全国平均の有効求人倍率の動向です。完全失業率に関しては、総務省が公表したものを使用しているため、6月の数値はこのグラフには入っていません。

90～100ページまでは、7月4日の第1回審議会配布資料で委員の皆様から質問等があった部分の資料となっています。

90～92ページは業務改善助成金の関係資料です。1回本審資料11～13ページのもので、データの誤りがあったため修正いたしました。また、令和4年度交付決定分全てを記載しました。修正・追加した部分は朱書きとして表示いたしました。申し訳ございません。

93ページは、1回日本審103ページの標準生計費の推移についての資料です。資料作成の資料元の写しを添付いたしました。

このデータは、福島県人事委員会がR4年度勧告に用いた資料にもなっているもので、そのデータの算出は、総務省の「全国家計調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を各費目、世帯人員別に算定しているものです。確認しましたら、福島市の勤労者世帯の集計世帯数は36世帯ということでした。福島県の人事委員会にも確認したところ、福島市の住居関係費が高く出ているということについて確認しましたら、調査対象者に偏りがあったということは否定できないということでした。対象者によってブレが大きくなる項目であることは否定できないということになります。また、人事院は以前は18歳程度として公表していましたが、近年はその表現がなくなっているため、18歳程度という表現を削除しました。

99ページは、1回目別冊資料（中賃第1回目安小委員会資料）の39ページについては、100ページに昨年のデータをつけました。

次に、本日の資料に色紙がはさんでいると思いますが、色紙以降の資料を別冊として中央最低賃金審議会関係資料をお配りしています。先程伝達申し上げました目安答申のほかに、7月20日に開催されました第3回目安に関する小委員会資料、7月26日に開催されました第4回目安に関する小委員会資料となっております。第4回目安小委員会資料の最後には、都道府県別の消費者物価指数が更新されたものが示されています。以上です。

(会長) 只今、事務局から資料の説明がありましたが、ご質問等ございますか。

私から伺いたいのですが、資料6ページに福島県最低賃金に対する最低賃金実態調査から見た影響率の試算ですが、最低賃金実態調査というのは厚労省の中小企業を対象としている基礎調査だと思いますが、総労働者数が248,000人ということは、福島県の常用雇用の一部ということになると思います。伺いたいことは、最低賃金が上がっていくと影響率が高まっていくという理屈は分かりますが、この表を見ると1,500円から影響率が100%になるとあります。時間額1,500円以上で働いている調査対象に雇われている労働者はいないという意味でしょうか。1,500円になったら調査対象の労働者すべてに影響があると読めます。福島県の最低賃金がもし1,500円になったら、最低賃金実態調査で対象となる労働者100%に影響があるという意味になりますが、それは確かでしょうか。

(室長) この調査自体、2,170の小規模事業所に対して行っております。回収率が52.7%でした。この中での調査では、会長の言われたとおり1,500円を超えるものがなかったということです。

(会長) わかりました。ありがとうございます。

(長谷川委員) 最低賃金以下の事業所に対して、調査した後はどのような対応をしているのでしょうか。

(室長) この調査については、この調査以外には使えないという形になっておりますので、監督指導とは別な形で最賃の周知をして、是正を図っていただいくということが実情でございます。

(基準部長) 最低賃金未満の数字を労働局が持っているのはおかしいのではないかという意見もございますが、調査の結果内容で最低賃金未満の事業場に対して監督指導を行うと、今後、統計調査として正しい数字を書かなくなってしまう可能性があります。できるだけ最低賃金の周知をさせていただき、是正を図っていただいております。ただし、労働者の方々からご意見をいただいたところについては、極力、監督指導をさせていただくという形になっております。

(長谷川委員) 正確な実態調査を行うということを優先されているということですね。わかりました。ありがとうございます。

(橋本委員) 福島市の生計費の36世帯についてですが、内訳はわかりますか。

(室 長) 一人世帯あたりのところで36世帯だと確認しております。

生計費、居住費については対象者によって偏りが出る年はあるだろうということのみ、確認が取れました。

(長谷川委員) 特に今年は生計費を重視しているということで、この数字は大事だと思いますが、資料の94ページを見ると、一人世帯だけではなく、二人世帯、三人世帯についても、昨年度よりも大幅に上がってきているということが見て取れます。私も実際家賃の値上がりがありましたし、実感としてもそのようなことは感じられます。

(安達委員) それにしても97ページ、98ページを見ると、一人世帯の住居関係費が東京63,000円、福島市が91,000円というのはあり得ないと思います。あまりにも偏っていて、公平性を欠くのではないのでしょうか。

(室 長) 事務局としては、この資料を作っている人事委員会によると、調査対象によっては偏りがでるという項目であるということとは否定できないということしかお答えできません。申し訳ございません。

(金成委員) 他の機関が調べられたものなので、これ以上の究明は出来ないという理解でよろしいでしょうか。

(基準部長) そのとおりです。

物価の統計をできる範囲でお示しさせていただければと思います。物価については専門部会で資料を用意させていただきたいと思います。

(大内委員) 私は不動産業をやっておりますので、今現在ですと、住居関係費、材料費が上がったり、建築関係費は上昇傾向にあります。土地を造成する仕事もしておりますが、やはり宅地の坪単価も今までに比べると高値を付けなければいけないという状況にあります。3年度から4年度の住居関係費が、一人世帯を見ても倍、二人世帯ですと3倍など、ありえない数字かと思えますし、東京より高いということもあり得ないと思えますので、対象者が偏っていると理解するしかないのかなと、不動産業としても思います。

(会 長) 消費者物価指数については決まった方法で、地域間、時系列の比較が可能な形で作られた数字でありますので、それに基づいた議論をするということで、十分可能、意義を成すのではないかと思います。一応、上

がっているということ、それは中賃の公益もそのような認識でしたが、最賃の引上げがそれに及んでいないという基本認識は変わらないと思いますので、今日のところはこれで、消費者物価指数については改めて確認するというので、この点については先に進みたいと思います。

ほかの点でご質問はございますか。

(な し)

(会 長) それでは、今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側からお伺いします。協議の時間が必要であれば、お取りしたいと思いがいかですか。

(佐藤委員) このままで結構です。

(会 長) すみません、5分くらい休憩でよろしいでしょうか。

(休 憩)

(会 長) それでは改めまして、最初に、労働者側からお伺いします。

(大越委員) 今回、福島県の最低賃金はランクの見直しによってBということで、新たなステージに進む転換点に立っていると思っております。福島県の最低賃金は昨年は目安どおりということで、30円引き上げられ、時間額が858円となりましたが、この金額で2,000時間働いてもワーキングプアの境界線と言われている年収200万を大きく下回ります。税金や社会保障が控除された可処分所得はさらに低く、憲法25条の健康で、文化的な最低限の生活を営むには不十分な金額だと感じております。連合が公表しております、最低限度必要な賃金水準リビングウェイズでは、福島県では1,030円を上回らなければ单身でも生活できないとの試算も出ています。また、福島は車を保有している方も多いということで、車を入れた場合では1,339円が必要とされています。最低賃金は生存権を確保した上で、労働対価としてふさわしい賃金水準に引き上げるべきという考えで臨んでおります。

そして、近年多くの女性が働いておりますが、多くが非正規雇用、パート・アルバイトという形で働いている方も多いというところ、また夫婦ともに非正規という方も少なくないことから、上昇を続けている物価で家計を圧迫していると思います。夏休みに入って、お子さんの食事を削るしかないという家庭も増えている情報が入っております。学校の給

食で食事や栄養バランスをとっているお子さんも多く、給食のない夏休みに痩せてしまうお子さんが増えているというような一面もあり、より貧困が進んでいるということが、そういった面からも早急な支援として、金額の引上げが必要だと感じています。

また首都圏との格差ということで、昨年プラスできなかったということもあり、格差解消も進んでいない状況であります。今年度も各ランクの差が1円ということですが、現在の東京の最賃額が1,072円であり、214円の差が生じております。貴重な働き手が、高い賃金を求めて県外に流出する一因となっていると考えております。

賃金と人口減少の相関については、首都圏との賃金格差が大きいほど、人口の減少拡大につながっているというようなデータも総務省等の調査でも見えてきているところがございます。福島県の人口減少と少子高齢化がさらに加速して地域の維持が困難になっていくということにも陥ってしまいかねないということもございます。一方で高卒者の県外就職率は近年増加傾向にある、こうしたことを捉えて、若者の県内就職を促進するという観点では、地元で働き続ける環境整備をしていくというためにも、賃金を引上げるということが大事なのではないかと考えております。

全ての働く労働者の底上げ、底支え、格差是正を実現していきたい、賃金主導による地域経済と地域社会の活性化を実現していかなければならないと考えております。そのためには賃金引上げが困難な小規模事業所等に向けて、連合福島がこれまでの取り組みで行ってきた賃金の引上げということも、そういった労働者の方達にも波及させることという意味では、重要だと考えております。

その上で、地方最低賃金審議会の自主性を遺憾なく発揮して、県内外に強いメッセージとなり得る賃上げの金額ということを提示し、働く者のモチベーションを維持、そして向上させ、もっては地域経済・地域社会の活性化につなげていくためにも、その魅力を高めることが重要だと考えております。

今年度の審議においても、地域経済や地域社会を持続的に発展させ、実際に繋げていくことを考慮した金額になることを期待しております。

以上を踏まえて、地域における健康で文化的な生活確保と地域経済の発展を目指すとともに、地域間格差を是正して、有能な人材の県外流出防止等のためにも、福島県の全人口の32%が高齢化してくるということもありますので、そういった側面も踏まえて、福島県の最低賃金を3年で1,000円ということを目指しながらの審議に臨んでいきたいと考えております。以上となります。

(塩澤委員) 今、大越委員から言われた内容が本年の審議の部分ですが、やはり我々労働組合のある組織においては、やはり今春闘の議論の中で大きく視点となった部分、こういった所を踏まえて、その地域における最低賃金の審議にも波及させていきたいと思っています。

特に福島においては地域間格差という所において、数年そういったところの観点が少し弱っているのかもしれませんが、したがってそんなところを意識しながら、議論させていただければと考えているところであります。以上となります。

(高橋委員) 今の実情を考えますと、かなり物価等が上がっている。また軒並み何を買うにも上がってきている状況を勘案すると、やはり入ってくる収入源というところが大きく、今後も必要だなと思っています。そういった観点で、我々の生活、その視点に立って、しっかり今年も議論させていただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会 長) ありがとうございます。

次に、使用者側からお伺ひします。

(佐藤委員) 今年度の金額審議に臨む基本的な考えを述べさせていただきます。

まず、原則論として、最低賃金については、国で定めた最低賃金法がある以上、最低賃金法第9条第2項において定める3要素、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力に基づき、総合的に勘案し、ひとつの要素に偏ることなく、バランスにも配慮しつつ決定すべきであると思っています。本日、中賃で目安が答申されたことを受けて、本県における目安額が示されましたが、今年度についても残念ながら昨年同様、物価上昇や3要素の中の労働者の生計費を重視するあまり、最も影響を受ける中小企業、小規模事業者の賃金の支払い能力の厳

しい現状が反映されない目安額が示されたと思っております。また、全国加重平均で4.3%増の41円、Bランク福島県においては4.7%増の40円と、昨年の引上げ額30円を大幅に上回る過去最大の引上げ額が示されるなど、到底納得の出来るものではなく、また、受け入れられるものでもありません。

近年、大幅な引上げが続いたことから、最低賃金引上げの影響を受ける企業が増加し、令和3年度の影響率が16.2%、令和4年度の影響率が19.2%となるなど、高止まりし、今年度の大幅な引上げが、中小企業、小規模事業者に対して、さらなる大きな影響が及ぶことは否めません。

さて、県内の中小企業や小規模事業者を取り巻く経済情勢等については、直近の福島県企画調整部が7月31日に公表した「最近の県経済動向」、日銀福島支店が7月18日に公表した「福島県金融経済概況」、福島財務事務所が7月26日に公表した「福島県内経済情勢報告」等によれば、「県内の景気についてはいずれにおいても、概ね、県内の景気は先行きに不透明感が見られるものの、緩やかに持ち直している」ようですが、先行きについては、内閣府が7月26日に公表した「月例経済報告」で示しているように、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」ようです。

次に、5月の毎月勤労統計調査を見ていきますと、実質賃金は前年同月比1.2%減で、14ヶ月連続のマイナス。名目、現金給与総額については、2.5%増と、17ヶ月連続プラスではありますが、物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状況が続いております。企業物価指数と消費者物価指数については、日銀が公表した企業物価指数によれば、前年同月比の上昇率が昨年の12月に10.6%まで上昇し、その後減少に転じ、今年6月の速報値においては4.1%にまで下がっております。一方、総務省が公表した消費者物価指数によれば、今年6月時点では3.9%と企業物価指数との乖離幅が縮小しております。福島市の今年6月時点

での消費者物価指数については、4.0%となっておりますが、昨年10月から今年6月の対前年同期の上昇率は4.1%となっております。

次に中小企業や小規模事業者の経営状況等については、県内各地の金融機関等の調査から、また日銀福島支店が7月3日に公表した短観によれば、概ね業況判断DIについては一部に悪化を示すものの改善傾向にあると思われま。

本年度の金額審議に際しては、以上のことも踏まえながらエネルギーコストや原材料価格、労務費コストの価格転嫁が充分でないことから、賃上げの原資の確保をすることが難しい状況下に置かれ、労働需給のひっ迫を背景として、人材の確保と定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引上げるなど、賃上げを行わざるを得ない、地域経済や地域の雇用を下支えしている多くの中小企業や小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、今後の事業継続と雇用維持の観点からも、様々な客観的なデータに基づいて、地域の実情に即した自主性のある金額審議となるよう努めたいと思います。

また、今年、最低賃金の目安額を4ランクから3ランクに見直し、福島県についてはDランクからBランクに位置づけされた年でもありますので、福島県の立ち位置の観点からも、金額水準について考えてまいりたいと思っております。

最後に政府に対しては、中小企業や小規模事業者が無理なく継続的に賃上げしやすい環境整備に務めるとともに、生産性向上等につながるように、実効性のある各種支援策の拡充強化に、より一層努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(金成委員) 今回目安が示されましたが、この目安というのはあくまで審議会を拘束するものではないということを改めて確認させていただいて、しっかりと議論をしながら、地方で決定していくということは中賃でも言われておりますので、改めてそういう点を確認した上で、しっかりと議論を深めていければと考えております。

先ほど佐藤委員からも話ありましたように、客観的なデータに基づいて、しっかりと議論していくということは、これまでも同じでございましたけれども、ただ、今回3要素の中で、生計費を重要視したというこ

とで、これにつきましては、公益委員の見解にもありましたように、3要素のうち生計費を重視したために、今回の目安は中小、小規模事業者の賃金支払い能力に厳しいものであると言わざるを得ないということがあります。これが実態だと思っております。これは全国的に見てもそうですが、地域の実態を踏まえて議論をしていくということが必要ではないかと思っております。ただ、一方で、消費者物価が上がっているということも事実でございますし、そういった実態も踏まえながら議論していくことが改めて必要ではないかと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(安達委員) まずこのランク付で私は疑問を持っております。昨年までDランクということで、これは多分震災があって復興の途上だというようなこともあるのかなと思いますが、福島県は特殊な地域でございます、12年も経っていますけど、宮城や岩手とは少し復興のスピードが違っているのかなということで、まだBランクになるのは早いのではないかと私は思っております。

それから目安額40円というのは非常に重い数字だと感じております。福島県の中小企業は、コロナもありますが、地震があったり、いろいろなことでハンデを追っているということに加え、今回の公益委員の見解にもありますように、原材料の高騰と電気代の高騰が非常に各企業の方々にボディブローのように効いてきているというようなことございまして、企業物価指数は、昨年よりはよくなってきましたが、5月で5.1%、それに合わせて福島市の消費者物価指数は6月で3.5ということですが、この開きは企業がそれなりに負担していると私は考えておまして、やはりご理解いただきたいことは、企業として賃上げの原資が確保できれば経営者の方は必ず賃上げをしてあげたいと思っている気持ちはあると思えます。その原資の確保がなかなか難しい。この1つの原因が価格転嫁が進まない、特に小さい企業は大手や取引先に強く言えないということは企業の声として聞かれますので、ここの部分はやはりご理解いただきたいと思っております。少しずつ価格転嫁が進んでいるところもあると聞いておりますし、それも事実でございますが、二極化ということで、できないところもまだまだ多い。そういうところは賃上げし

たいと思っても、なかなかそれを確保できないというところも十分ありますので、そういった状況を考えていただきながら、今回の最低賃金の審議に臨んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

(会長) ありがとうございます。

公益側としましては、労働者側、使用者側からご意見をお伺いして、審議を進めて参りたいと思っております。

(2) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問について

(会長) 次の議事に移ります。

特定最低賃金5業種の最低賃金改正の必要性の有無の諮問について、事務局から説明をお願いします。

(室長) これから、労働局長井口から熊沢会長に対しまして、特定最低賃金5業種の最低賃金改正の必要性の有無についての諮問を行わせていただきます。局長、会長は会場中央へご移動願います。

【局長から会長へ諮問文手交】

(室長) 【諮問文を各々読み上げる】

(会長) ありがとうございます。

続いて、事務局から諮問に関する資料の説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する資料についてご説明いたします。

特定最低賃金に係る関係資料は、会議資料目次のⅡ特定最低賃金関係資料101ページ以降の資料となります。

101～125ページは、福島県の特定最低賃金5業種に係る特定最低賃金改正決定申出書の写しになります。

①非鉄金属製造業、②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業③輸送用機械器具製造業、④計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品製造業、眼鏡製造業、⑤自動車小売業につきまして、去る7月14日(金)に5つの産業別に関係する労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定を求める申出書の提出がありました。

なお、提出された証明資料等については多量のため、添付を省略しています。

126～138ページは、「改正申出にかかわる疎明資料」となっており、電機連合・JAM・自動車総連様が共同で提出されています。

資料の139ページに「令和5年度特定最低賃金申出内容一覧表」を事務局において作成したものを添付しましたのでご覧ください。

なお、申出に係る事業場の適用産業分類、労働者数等につきましては、労働基準行政システム、労働保険適用徴収システムにおけるデータ、雇用保険適用事業所データ等に基づき照合し、適正であることを確認しています。

申出書の要件は、最低賃金法施行規則第10条第1項及び昭和61年2月14日付け中央最低賃金審議会が答申された「新産業別最低賃金の運用方針」に定められています。

まず、最低賃金法施行規則第10条第1項及び第2項に定められている申出書の形式的な要件について、改正申出の場合は、①申出をする者が代表する労働者の範囲、②当該特定最低賃金の件名、③申出の内容、④申出の理由になりますが、特定最低賃金に係る5業種の改正に係る申出の内容については、「改正申出に関わる合意書及び申請代表者に対する委任書」、「確認書」、「最低賃金に関する協定書」、「最低賃金改正に関する決議」、「合意署名」等により申出書の内容が適正に記載されていることを確認しております。

次に定量的な要件ですが、形式的要件と同様に「新産業別最低賃金の運用方針」により、特定最低賃金の改正決定の申出要件が示されています。

労働協約ケースの場合は、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けていること。公正競争ケースの場合は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていること。となっています。

現行の特定最低賃金の適用労働者数は、総務省統計の平成28年事業所・企業統計調査報告（28年経済センサス）を基に、各年の労働保険

の新規成立、廃止事業場等の労働者数を加除し、令和4年12月1日現在の適用労働者数を算定しており、改正申出内容一覧表のとおり、非鉄金属製造業3,510人、労働協約ケース。電子部品等製造業31,780人、公正競争ケース。輸送用機械器具製造業10,040人、労働協約ケース。計量器等製造業2,100人、公正競争ケース。自動車小売業8,450人、労働協約ケースとなっています。

特定最低賃金改正申出に係る「労働協約ケース」の非鉄金属製造業の労働協約の適用労働者数は1,366人で適用労働者の38.9%、輸送用機械器具製造業は4,794人で適用労働者の47.4%、自動車小売業は2,821人で33.4%となっています。

いずれも、同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けており、要件を満たしていることを確認しています。

なお、最低賃金に関する協定に係る最低賃金額は非鉄金属製造業が時給963円、輸送用機械器具製造業が時給992円、自動車小売業が時給976円となっています。

「公正競争ケース」の電子部品等製造業の合意等労働者数は13,740人で適用労働者の43.2%、計量器等製造業は827人で39.4%となっております。

それぞれ、労働協約・労使協定・機関決議・個別合意がなされており、適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていることを確認しています。

また、各特定最低賃金（5業種）の適用労働者数は1,000人以上であり、現行の特定最低賃金額（5業種）は、福島県最低賃金858円をそれぞれ上回っています。

以上が、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する会議資料の説明になりますが、適用労働者数について、昨年度のことでもありますので、部長の田沼から補足説明をさせていただきます。

（基準部長） 資料139ページをご覧ください。特定最低賃金申出の一覧表になりまして、昨年度、適用労働者数の関係で議論がありましたので、補足説明させていただきます。

この適用労働者数は推計の部分も入っているところですが、結果として去年と比べると、全体的に全業種労働者が増えているという状況になっております。

総務省が5年に1回調査を行っている経済センサスがありますが、平成28年に全数調査した経済センサスを基本データとして、その後総務省が数年ごとに推計データを出しています。昨年は平成30年のデータに基づいてのものでした。今年は令和2年のデータに基づいております。総務省からいただいた推計データをさらに、適用徴収のデータと突合させていただき、新設と廃止の事業所の数を数えて、最終的なデータの数字になります。

総務省のデータの令和2年の数字を平成30年と比べると労働者数は微減しております。コロナの影響もあるかと思っております。ただ計量器だけ少し増えているという状況になっております。私たちのほうで計算したところ、新設の事業所が廃止より多くなっている状況です。新設といっても会社が新しく建つわけではなく、工場の増設等がございます。色々な形で事業所が増えているところですが、逆に、自動車小売業は名称でしか判断できませんが、中古車市場が一定の数増えている状況になっておりました。

私からは以上です。

(会長) 只今の説明で、質問等がございましたらお願いします。

(金成委員) これが最新のデータなのか、この後ものはないのかということを確認させていただきたいと思っております。

(基準部長) これは令和4年11月末現在になりまして、そこから少し増えていますので少しのずれがあるということが事実です。

(金成委員) わかりました。

(会長) ありがとうございます。

続いて、事務局から、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申のあり方について、説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に係る審議の方法等について説明いたします。

福島県で設定されている特定最低賃金5業種につきましては、本年3

月24日に関係労働団体より改正申出の意向表明がなされ、7月14日に改正申出書の提出がなされました。

特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議方法に関しましては、平成30年度、令和元年度は個別審議、令和2年度は一括審議するとの合意がなされましたが、最終的には個別審議、令和3年度及び4年度も個別審議を行っています。

今年度の審議方法について、ご協議をお願いいたします。

(会長) 事務局から説明がありましたが、特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法について、今年度はどういたしますか。

5つの特定最低賃金について一括審議とするか、個別審議とするか、ご意見がありましたらお願いいたします。

(佐藤委員) 昨年同様、個別審議でお願いいたします。

(会長) ほかにご意見はございませんか。

5つの特定最低賃金について個別審議としたいとの意見がありましたので、今年度の特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法については、5つの特定最低賃金について個別審議することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、5つの特定最低賃金について、個別審議することとします。

日程につきまして、事務局から説明願います。

(室長) 8月7日(月)に開催予定の第3回審議会において、特定最低賃金の改正の必要性について審議、答申をいただく日程を予定しております。

(会長) 特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申を第3回審議会で行うこととしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申は第3回審議会で行うこととします。

4 閉 会

(会長) その他、ご質問等はございますか。

なければ、これにて本日の審議会を閉会とします。